

安芸市農業委員会
会 長 内川昭二 様

添付書類

・ 耕作計画書（別紙様式）

・ 登記事項証明書（法務局）

・ 公図の写し（法務局）

・ 位置図（住宅地図等）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

当事者

<譲渡人>

住所 安芸市〇〇町 1 丁目〇番〇号
氏名 高知 太郎
連絡先 0 8 8 7 - 〇〇 - 〇〇〇〇

<譲受人>

住所 安芸市△△甲△△番地
氏名 安芸 次郎
連絡先 0 8 8 7 - 〇〇 - 〇〇〇〇

下記農地（採草放牧地）について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権（ ） } を { 設定（期間〇〇年間）
移転 }
したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。（該当する内容に〇を付してください。）

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	高知 太郎	3 0	会社員	安芸市〇〇町 1 丁目〇番〇号
譲受人	安芸 次郎	5 0	農業	安芸市△△甲△△番地

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積（㎡）	対価、賃料 等の額 （円） 〔10a 当たりの額〕	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者の氏名又は 名称（登記簿と異な る場合）〕	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏名 又は名称
安芸市〇〇字〇〇100番	田	田	2, 500	対価 2, 500, 000	高知 太郎		
安芸市△△字△△200番	田	畑	500	対価 500, 000	高知 太郎		
計			3, 000	〔1, 000, 000 /10a〕	〔 〕		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

・ 権利を設定し又は移転しようとする時期	許可の日
・ 土地の引渡しを受けようとする時期	許可の日
・ 契約の期間	(該当なし)
・ 契約の種類	売買契約
・ 水田裏作の権利設定	(該当なし)

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	3,000	2,000	1,000		
	貸付地					
	※㊶(劣悪)条件不利地 ㊷耕作放棄地 ㊸休耕田(圃)のいずれか記入。					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
非耕作地		登記簿	現況			
	安芸市〇〇字〇〇1230番	田	休耕田	600	現在、ほ場整備事業を実施中のため2年間休耕中である。	
	安芸市△△字△△1190番	田	耕作放棄地	250	賃借人〇〇が5年間耕作を放棄している。	
	安芸市□□字□□110番	田	条件不利地	150	周囲が山林化した低生産地であることから、劣悪な条件不利地であり、5年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている。	

注) 非耕作地がある場合は、非耕作地化したことが土地の所有者等の借に帰すべき事由に基づかない、その他相当の認める事情が必要です。

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地	2,000	2,000			
	貸付地					
	※㊶賃借人等の死亡等による一時貸付、㊷賃借人等の世帯員等への貸付、㊸農地保有合理化法人等の農地売買事業の実施による貸付、㊹水田裏作のための貸付、㊺農業生産法人構成員のその法人への貸付も該当する貸付地を記載。					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況			
非耕作地						

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

※「現在農地」と「今回申請農地(予定)」を区分し2段書きで記入。今回申請農地は()書きで記入。

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑		樹園地			採草 放牧地
作付(予定)作物	水稲 (水稲)	サス	ユズ (ユズ)					
権利取得後の 面積(m ²)	2,000 (2,500)	2,000	1,000 (500)					

(2) 大農機具又は家畜

種類	トラクター	田植機	コンバイン	管理機	防除機
数量					
確保しているもの	所有 20PS 1台	1台(4条植)	1台(4条刈)	1台	1台
リース					
導入予定のもの	所有 30PS 1台				
リース					
〔資金繰りについて〕					(自己資金で購入) 〇〇農業協同組合から借入 〇〇〇円

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 20 年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：	農業に専従する者		他の業務を兼ねる者					
	農業従事者	男	人	女	1人	男	人	女	人
	(農作業経験の状況：	農作業歴	15年	農作業歴	年	)			
	増員予定：								
	常時雇用労働	男	1人	女	人				
	(農作業経験の状況：	オペレーター見習として農業高校卒業者を採用予定)							
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：								
	農業従事者(年間延人数)	男	2人	(	60)	女	1人	(	50)
	(農作業経験の状況：	農作業歴	10年・12年	農作業歴	10年	)			
	増員予定：	(農作業経験の状況：							
		)							

- ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

①、②：通作距離 L=10km (通作時間車で20分) ③：通作距離 L=20km (通作時間車で40分)

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

注）信託の引受けの禁止（信託会社、信託銀行等は、農地等を信託財産とする信託の引受けをして1号に掲げる権利を取得することはできない。）

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係（本人又は世帯員等）	農作業への年間従事日数	備考
安芸 次郎 安芸 花子	50 50	農業 農業	本人 本人の妻	300日 250日	

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

☐ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

- ① 水源が乏しい地域であるため、水利調整をする必要があるが、地域の農業者団体(水利組合)に参加し、水利調整の取り決めに遵守していきます。
- ② 農薬の使用方法的等について、地域の防除基準に従い営農をするため特に影響がないと考える。
- ③ 取得する他の周囲は水稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をするため、特に影響がないと考える。

※農業上の利用に特に影響がないと考えられる場合は、「～のため特に影響がないと考える。」等、影響がない理由を記載してください。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、I の記載事項に加え、以下も記載してください。（留意事項）

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

地域の農業者団体（水利組合）に参加し、農業施設の維持管理活動を共に取り組んでいく予定である。